

## 5.その他

### ○取組み実績報告について

認証・登録を受けた事業所は、1年ごとに取組み実績報告を提出する必要があります。申請時に提出したエコ通勤プランに基づいて実施した取組みを様式5に記入して、各地方の窓口へ提出（持参または郵送）して下さい。

なお、2年目の報告の際には、次の2年間の取組目標や取組予定の内容を記載したエコ通勤プランも提出して下さい。2回（2年分）の報告内容及びエコ通勤プランの内容により、認証・登録の有効期間が2年延長されます。

### ○よくある質問

**Q:既に十分な取組みをおこなっており、これ以上の改善が見込めない場合でも申請できますか？**

**A:**できます。その場合はエコ通勤プラン（様式2）の取組み目標は「現状を維持する」などの内容でかまいません。

**Q:事業所が不便な場所にあり、エコ通勤を推進しても十分な成果は見込めないのですが。**

**A:**成果よりも取組みを認める制度です。それぞれの事業所が抱える事情を踏まえ、できる範囲の取組みをしていれば、認証の対象となります。

**Q:エコ通勤優良事業所の申請書は、企業ごとではなく事業所ごとに提出が必要ですか？**

**A:**事業所ごとの提出が必要です。事業所の定義は、日本標準産業分類（平成19年11月改定）日本標準産業分類一般原則 第2項 事業所の定義（以下に抜粋）に準拠します。

（1）経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。

（2）財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家などと呼ばれるものである。

この場合、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内にあっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。

なお、一区画であるかどうか明らかでない場合は、売上台帳、貸金台帳など経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし一事業所とする。

また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。

**Q:複数の事業所が共同して申請することはできますか？**

**A:**本店と各支店のように、同一法人の事業所であり、本店と各支店がともにエコ通勤を実施している場合等は、代表事業所（本店）が他の事業所（支店）と一括して共同申請することができます。

共同申請事業所は、代表事業所と同じ取組みを行っている場合は、添付書類を省略することができます。なお、共同申請を行う場合であっても、エコ通勤推進担当者は、必ず事業所ごとに1人いる必要があります。

**Q:「取組みを実施していることを示すもの」はどんなものを添付すればいいですか？**

**A:**例えば、社内で呼びかけや研修を行っていることを示すものとしては、配布・掲示した資料やメールのコピーなどを、自転車通勤に対する補助などの通勤制度を導入していることを示すものとしては、社内規則のコピーなどを、自転車置き場などの設備を導入していることを示すものとしては、設備の写真を添付して下さい。

**Q:二酸化炭素排出削減量とその推計根拠は必ず報告しなければならないのですか？削減量はどのように推計すればいいですか？**

**A:**削減量は原則、報告を求めています。通勤手当のデータ等から明確な数字を出すことができないなど、やむを得ない事情がある場合は免除する場合があります。また、既に十分な取組を行っており、新たな二酸化炭素排出削減がなかった場合は0でかまいません。

推計方法は特に指定しておりませんが、簡単な計算式の例を「エコ通勤ポータルサイト」に掲載しております。推計に用いたデータや計算式を報告書に記入もしくは添付して下さい。